

3月定例会

第1回 境港市議会（定例会）会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成18年3月6日（月曜日）午前10時開会

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長選挙

議事日程（第1号の2）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 副議長選挙
- 第4 議席の指定
- 第5 議会運営委員会委員の選任について
- 第6 玉井斎場管理組合議会議員の選挙について
- 第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第3号 平成17年度境港市一般会計補正予算（第6号）
議案第4号 平成17年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）
議案第5号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について
- 第8 市長施政方針
- 第9 議案第6号 平成18年度境港市一般会計予算
議案第7号 平成18年度境港市国民健康保険費特別会計予算
議案第8号 平成18年度境港市駐車場費特別会計予算
議案第9号 平成18年度境港市下水道事業費特別会計予算
議案第10号 平成18年度境港市高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算
議案第11号 平成18年度境港市老人保健費特別会計予算
議案第12号 平成18年度境港市市場関係者詰所事業費特別会計予算
議案第13号 平成18年度境港市深田川土地区画整理費特別会計予算
議案第14号 平成18年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計予算
議案第15号 平成18年度境港市介護保険費特別会計予算
議案第16号 平成18年度境港市汚水処理施設整備費特別会計予算
議案第17号 境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第18号 境港市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について

- 議案第19号 境港市職員の再任用に関する条例制定について
- 議案第20号 境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 境港市非常勤の職員に対する費用弁償条例を廃止する条例制定について
- 議案第22号 教育委員会所管嘱託員（非常勤）の定数及び給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第23号 境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第24号 さかいポートサウナ条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第25号 境港市民バスの運行に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 境港水産加工汚水処理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第27号 境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第28号 境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第29号 境港市児童デイサービス事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第30号 市道の路線の廃止について
- 議案第31号 市道の路線の認定について
- 議案第32号 指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（16名）

1番	浜田一哉君	2番	長谷正信君
3番	岡空研二君	5番	森岡俊夫君
6番	米村一三君	7番	平松謙治君
8番	荒井秀行君	9番	渡辺明彦君
10番	下西淳史君	11番	田口俊介君
12番	南條可代子君	13番	松本熙君
14番	松下克君	15番	定岡敏行君
16番	柊康弘君	17番	永井章君

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	中村勝治君	助役	竹本智海君
教育委員長	足立定美君	教育長	根平雄一郎君
総務部長	安倍和海君	市民生活部長	早川健一君
産業環境部長	松本健治君	建設部長	武良幹夫君
総務部次長	松本光彦君	行財政改革推進監	宮辺博君
産業環境部次長	足立一男君	建設部次長	松本一夫君
秘書課長	佐々木史郎君	総務課長	清水寿夫君
財政課長	下坂鉄雄君	地域振興課長	荒井祐二君
教育総務課長	門脇俊史君		

事務局出席職員職氏名

局長	景山憲君	主査	戸塚扶美子君
調査庶務係長	武良収君	議事係長	沼倉加奈子君

開 会（10時00分）

事務局長（景山 憲君） 本定例会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の長谷正信議員を御紹介申し上げます。

臨時議長（長谷正信君） おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました長谷正信でございます。地方自治法の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより平成18年第1回境港市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（長谷正信君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

ただいま御着席の議席を仮議席に指定いたします。

日程第2 議長選挙

臨時議長（長谷正信君） 日程第2、議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（長谷正信君） ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、定岡敏行議員、松本熙議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（長谷正信君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（長谷正信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（長谷正信君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。

〔局長点呼、議員投票〕

臨時議長（長谷正信君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（長谷正信君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

定岡敏行議員、松本熙議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

臨時議長（長谷正信君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、渡辺議員10票、松下議員6票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、渡辺議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（長谷正信君） ただいま議長に当選されました渡辺議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

承諾のあいさつをお願いいたします。

渡辺議員。

9番（渡辺明彦君） ただいまの選挙におきまして、多数の皆様の御理解をいただきまして議長にさせていただくことになりました。

私は、2期8年のキャリアしかなく、また浅学非才の身ではございますが、皆さんとともに頑張ってまいりたいというふうに思っております。所信表明でも申し上げましたが、必要な議会の改革は推し進めてまいりたいと思っておりますし、情報公開にも努めてまいります。中村市長さんを初め執行部の皆さん、市長と議会は車の両輪というふうに例えら

れますが、議会は議会として、私は是々非々のスタンスで取り組んでまいりたいというふうに思っております。どうかよろしく願いをいたします。

最後になりましたが、市勢進展のため、そして市民福祉の向上のために、皆さんとともに頑張っている所存でございますので、どうかよろしく願いをいたします。どうもありがとうございました。

臨時議長（長谷正信君） それでは、渡辺議長、議長席にお着き願います。

〔議長 議長席に着く、臨時議長退席〕

議長（渡辺明彦君） 何分未熟者でございますので、不備な点が多々あろうかと思いますが、何とぞ御協力のほどよろしく願いをいたします。

ただいまより議事日程第1号の2に基づき、進行いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡辺明彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、定岡敏行議員、永井章議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（渡辺明彦君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、3月6日から3月24日までの19日間と決しました。

日程第3 副議長選挙

議長（渡辺明彦君） 日程第3、これより副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（渡辺明彦君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、定岡敏行議員、松本熙議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（渡辺明彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（渡辺明彦君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。

〔局長点呼、議員投票〕

議長（渡辺明彦君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

定岡敏行議員、松本熙議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（渡辺明彦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、有効投票 16 票、無効投票 0 票。

有効投票中、米村一三議員 10 票、南條可代子議員 6 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、米村一三議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（渡辺明彦君） ただいま副議長に当選されました米村一三議員が議場におられますので、会議規則第 31 条第 2 項の規定による告知をいたします。

承諾のあいさつをお願いいたします。

米村一三議員。

6 番（米村一三君） このたびは副議長選に当たり、多数の議員の皆様の御支持をいただき、まことにありがとうございます。

副議長として、議員として常に皆様の声に耳を傾けながら議会活動に邁進する所存でございます。どうぞ今後とも御指導、御鞭撻のほど、よろしく願いをいたします。

休 憩

議長（渡辺明彦君） ここで休憩いたします。再開は午後からといたします。御苦労さんでした。

（ 10 時 25 分）

再 開 （ 13 時 10 分）

議長（渡辺明彦君） 再開いたします。

午後の会議に長谷正信議員から欠席の届けがありましたので、御報告いたします。

日程第4 議席の指定

議長（渡辺明彦君） 日程第4、議席の指定を行います。

会議規則第3条第2項の規定により、各議員の議席は、お手元の議席表のとおり指定いたします。

移動をお願いします。

〔議席移動〕

1番 渡辺 明彦議員	2番 米村 一三議員	3番 岡空 研二議員
5番 森岡 俊夫議員	6番 浜田 一哉議員	7番 長谷 正信議員
8番 柘 康弘議員	9番 下西 淳史議員	10番 田口 俊介議員
11番 南條可代子議員	12番 松下 克議員	13番 定岡 敏行議員
14番 平松 謙治議員	15番 荒井 秀行議員	16番 永井 章議員
17番 松本 熙議員		

日程第5 議会運営委員会委員の選任について

議長（渡辺明彦君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第5条の規定により、森岡俊夫議員、岡空研二議員、荒井秀行議員、下西淳史議員、南條可代子議員、松本熙議員、松下克議員、定岡敏行議員を指名いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員とすることに決しました。

日程第6 玉井斎場管理組合議会議員の選挙について

議長（渡辺明彦君） 日程第6、玉井斎場管理組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

玉井斎場管理組合同規約第6条の規定により、選挙を行います。

組合同規約第5条の規定により、境港市議会からは6名の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、議長による指名推選によりたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認め、議長において指名推選いたします。

玉井斎場管理組合議会議員に、浜田一哉議員、平松謙治議員、柘康弘議員、南條可代子議員、松本熙議員、渡辺明彦を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認め、先ほど議長において指名いたしました6名の議員を玉井斎場管理組合議会議員とすることに決しました。

日程第7 議案第1号～議案第5号

議長（渡辺明彦君） 日程第7、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてから議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議についてまでを一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 議案第1号から議案第5号までの提案理由につきまして申し上げます。

議案第1号は、平成17年度汚水処理施設整備費特別会計の補正予算（第1号）であります。

境港水産加工汚水処理場の改修工事につきまして、翌年度に予算を繰り越すものであり、法の定めるところにより専決処分をいたしましたものであります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議案第2号は、人権擁護委員の角紀子氏が6月30日をもって任期満了となりますので、新たに池淵美津子氏を推薦いたしたく、法の定めるところにより議会の意見を求めるものであります。

議案第3号は、平成17年度一般会計の補正予算（第6号）であります。

まず、歳出の主な内容について申し上げます。総務費におきましては、早期退職者に対する退職手当9,368万円余、緑と文化のまちづくり基金への積立金2,777万円余、財政調整基金への積立金6,000万円などをそれぞれ増額。

民生費におきましては、入所児童の増加による私立保育園運営費委託料2,597万円余、施設入所者の増加などによる生活保護扶助費676万円をそれぞれ増額。

衛生費におきましては、鳥取県西部広域行政管理組合で行っている病院群輪番制病院運営事業への国庫補助金が一般財源化されたことに伴う同組合への負担金239万円余を増額。

商工費におきましては、にぎわいのある商店街づくり事業として、空き店舗を活用し、

商業等を営もうとする者に対する補助金200万円、市民が主体となって実施する観光振興の取り組みに対する補助金50万円、水木しげる記念館の入館料収入に応じて負担しております著作権使用料244万円をそれぞれ増額。

土木費におきましては、余子公園として整備を予定しております事業用地の取得関連経費7,541万円余を増額する一方、同事業に振りかえする人件費65万円余を減額。

教育費におきましては、灯油の値上がりなどによる小・中学校及び幼稚園の燃料費等995万円、第二中学校の給水管改修工事経費230万円余、境港市文化福祉財団の運営体制の変更に伴う退職手当経費補助金1,918万円余などをそれぞれ増額する一方、奉仕体験活動推進事業の事業主体が市から子どもセンター協議会へ移行したことに伴い、事業費326万円余を減額いたしております。

歳入につきましては、地方交付税4,450万円余、国庫支出金4,976万円余、寄附金8,817万円余、繰越金1億1,600万円余などをそれぞれ増額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ3億3,211万8,000円を総額し、予算総額を135億3,835万4,000円といたすものであります。

なお、指定管理者の指定に伴い、市民会館などの文化施設の管理委託料につきまして、債務負担行為の補正措置を行っております。

議案第4号は、平成17年度国民健康保険費特別会計の補正予算（第2号）であります。

退職被保険者医療費の増加に伴う療養給付費の増額及び老人保健医療費などの負担額の確定に伴う拠出金の増額により、歳入歳出それぞれ1億1,177万8,000円を増額し、予算総額を33億8,678万9,000円といたすものであります。

議案第5号は、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理する事務に、障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給に当たり必要となる障害程度区分の認定事務を加えるため、組合規約について所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（渡辺明彦君） ただいま説明のありました議案第1号から議案第5号までは即決といたします。

質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論がありましたら、どうぞ。

〔討論なし〕

議長（渡辺明彦君） 討論を終わります。

採決いたします。

議案第1号、専決処分承認を求めることについて、原案のとおり承認することに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、承認することに決しました。

次に、議案第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決しました。

次に、ただいま可決いたしました案件を除く各議案は、それぞれ原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号、平成17年度境港市一般会計補正予算（第6号）、議案第4号、平成17年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）、議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議については、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 市長施政方針

議長（渡辺明彦君） 日程第8、市長の施政方針を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 今期定例市議会において、平成18年度予算案を初めとする諸議案を御審議願うに当たり、所信の一端を述べるとともに、主要課題等について基本的な考え方を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いするものであります。

議員各位におかれましては、このたびの市議会議員一般選挙において、めでたく当選を果たされましたことに対し、心からお喜びを申し上げます。

折しもことしは境港市制施行50周年という節目の年に当たります。これまで先人が築き上げてきたこの境港市を、さらに高めて後世に引き継いでいくためにも、皆様と一緒に市勢進展に全力を尽くしてまいりたいと存じます。

さて、私たち地方を取り巻く情勢は、景気の低迷や地方分権改革の流れの中で、一層厳しさを増している地方財政と地域経済に加え、急速に進む少子高齢化、人口減少社会の到来など、本市にとっても大変厳しい状況が続いており、これまで以上に自己決定、自己責任による簡素で効率的な行政運営と、市民の活力を生かした個性あるまちづくりが求められています。

私は市長就任以来、公明正大な市政、市民とともに築く風格あるまちを理念に据えながら、協働のまちづくりを通じた市民参画による市政の推進と、行財政改革による自立・持

続可能な財政基盤の確立を最優先に市政運営を進めてまいっておりますが、この厳しい状況の中で、本市が自立・存続していくためには、平成18年度におきましても、引き続き協働と改革を基本とした取り組みを一層深めてまいりたいと考えております。

行財政改革は、経費削減ばかりが目的ではもちろんなく、市民サービスを適正なレベルで堅持し、さらに新たな需要に対応していくためにこそ、常に継続して行うべきものであります。今後も、次代を担う人づくりや地域の活性化などといった本市の将来につなげるための時代の要請を踏まえた施策については、限られた財源の中にあっても、選択と重点化を旨に積極的に展開していく考えであります。

1番目に、協働と改革の推進について申し上げます。

まず、協働のまちづくりについて申し上げます。

私は、これからのまちづくりには、市民自身の中に、行政任せでなく、自分たちの住むまちは自分たちで考え、自分たちで作り上げていく意識や機運が醸成されることこそ大切であると考えており、市民と行政が協力し合いながら、よりよいまちをつくっていく運動として協働のまちづくりを提唱し、各種施策に取り組んでるところであります。

その中の一つとして、協働のまちづくり推進懇話会では、市民参画や協働のあり方などを定めるルールづくりとして、条例や指針などの制定に向けた検討が進められているところであり、案がまとまれば、市議会を初め市民にお示しし、広く意見をお聞きする中で、議論を深めていく考えであります。

また、市民会館食堂跡に、市民活動を支援する拠点として改修整備しておりました市民活動センターにつきましては、今月末に開設を予定しております。

運営方法等については、実際に利用いただくこととなる市民活動団体の皆様とも十分に議論する中で取りまとめたところであり、老人福祉センター内に設置していた市民総合ボランティアセンターにつきましても、ここに移設をして、各種市民活動を応援していく考えであります。

広報広聴の充実について申し上げます。

行政情報の提供と説明責任を果たすことは、市政運営の原点であり、市民の皆様へ行政への関心を持っていただく前提であります。市民とともにまちづくりを進めていくためにも、積極的な情報提供と市民の声を市政に反映する機会の拡充が不可欠であり、引き続き広報広聴の充実に努めます。

市報を初めケーブルテレビやインターネットなど、さまざまな媒体を活用して行政情報の提供に努めるとともに、特に平成17年度から取り組んでおります、まちづくり市民委員会や、計画等の策定過程で意見を聞くパブリックコメント制度などの充実を図ってまいります。

また、本年1月に市民2,000人を対象に実施したまちづくり市民意識調査につきましても、集計結果がまとまり次第、市議会や市民の皆様へ御報告し、今後のまちづくりに反映していくことといたしております。

市制施行50周年について申し上げます。

本年は、本市が昭和31年4月1日に市制を施行してから、ちょうど50年を迎えます。

この半世紀の間、本市が今日のような発展を遂げることができたのは、諸先輩のたゆまぬ努力と英知のたまもであります。市民の皆様とともに、新たな発展に向けた一步を踏み出す年とするため、記念式典や写真でつづった市史の発刊、公開テレビ番組などの記念事業を実施することとしております。

平成18年度予算案について申し上げます。

本市の財政事情につきましては、市税収入の大幅な回復が見込めない中、地方交付税改革等の影響により、一般財源の総額が伸び悩んでおります。

一方、過去に行った多額の市債の借り入れ、少子高齢化等の社会構造の変化に伴い、公債費や社会保障関係費が増大しており、財政構造の硬直化が進んでおります。

このような厳しい現況を踏まえ、平成18年度予算案の編成に当たっては、中長期的視野に立ち、市民サービスの維持・向上と自立・持続可能な財政基盤の確立の両立に向け、真に必要な施策の取捨選択と重点化に全力で取り組んだところであります。

主な内容としましては、引き続き行政経費全般、特に総人件費や投資的経費の抑制を中心に歳出規模の適正化を図っておりますが、一方では、教育、子育て支援の分野における新規サービスの創出や既存施設のリニューアル、あるいは観光分野での新たな試みなど、市民ニーズを反映し、事業効果の高いもの、時流に応じた施策等への財源配分に努めたところであります。

行財政改革の推進について申し上げます。

平成15年度から本格的に実施してきた行財政改革は、順次新たな取り組みを積み重ねつつ、着実に成果を上げてきておりますが、昨年お示しした中期財政見通しでは、この成果をもってしてもなお、平成23年の末では約6億円の赤字が推計され、そこでさらなる行財政改革が必要との認識から、これまでの市政運営を総括し、反省すべきは反省した上で、あわせて財政再建プランを提案したものであります。

引き続き歳出削減を中心に行うこととなりますが、財政再建プランには、削減ばかりでなく、中長期的視野に立った効率のよい施策への転換なども盛り込んでおり、西部広域可燃ごみ処理施設建設計画に対する見直しの提案を初め、市立幼稚園・保育所のあり方の検討などといった取り組みを鋭意進めているところであります。

中でも、幼稚園、保育所などの乳幼児保育サービスについては、民間において十分にサービスの供給が行える分野であり、今後積極的に民間移譲していく考えであります。このため、昨年12月、公立幼稚園及び台場保育所の廃園や公立保育所の一貫保育施設化などを柱とした基本方針案を取りまとめ、市民への公表、意見募集を行ったところであります。

また、行政の透明性の向上と効率的な行財政運営の推進を図るため、県内市町村に先駆け外部監査制度を導入し、境港新都市土地区画整理事業と境港市土地開発公社に係る事務事業の執行等について、個別外部監査を実施いたしました。

この監査結果は、昨年12月に報告を受け、その中では厳しい指摘もございましたが、この制度は、今後も行財政改革を進めていくに当たり、その方向性を見誤らないためにも有効な取り組みであったと実感いたしており、いただいた指摘を真摯に受けとめ、誠実に対処してまいります。

2番目に、市民一人一人を大切にす教育と福祉の充実について申し上げます。

少子化対策について申し上げます。

昨年1年間の本市における出産児数は、市制施行以来最も少ない265人にまで減少し、大変憂慮すべき状況となっております。

少子化対策は、国においても大きな課題となっており、来月から実施される児童手当の支給対象の拡大を初め、根幹的な経済的支援策などは、国の責任において実施されるべきものと考えますが、この減少傾向にある次世代の子供たちをどう健全に育成していくかは、私たちに課せられた重要な課題であります。

平成18年度においては、育児不安を抱えている保護者や育児サークルへの支援を初め、子育ての喜びや親子のきずなを深めるための子育て環境づくり支援事業など新規施策に取り組むほか、多様化する保護者の勤務形態に対応するため、新たな保育サービスとして休日保育を実施いたします。

学校教育の充実について申し上げます。

学校教育においては、本市の教育目標としている、心豊かでたくましい子供、夢や希望を持ち、よりよく生きようとする子供の育成を基本に取り組んでまいります。

特に学力課題や心の問題など、特別な支援が必要な児童生徒等に対応するため、各学校に指導補助員を配置する、のびのび浜っこ育成事業を初め、小学校低学年の30人学級、各学校が具体的な取り組み目標や行事、授業を積極的に地域に公開する信頼される学校づくり事業などを引き続き実施するほか、教員の資質向上を目指した独自の中堅教員レベルアップ研修を新たに実施します。

施設整備につきましては、学校トイレの洋式化を引き続き実施するほか、小学校プールの改修を初め、学校施設の老朽化に伴う修繕工事を計画的に行い、子供たちの教育環境の整備と施設の延命化を図っていくこととしております。

このほか、小学生児童をねらった犯罪等の発生を未然に防ぐ対応として、小学校新1年生全員に防犯ブザーを配布するほか、学校、地域、保護者と連携して、子供たちの安全を確保する取り組みを行ってまいります。

社会教育の充実について申し上げます。

本年4月から、境港市文化福祉財団は、市民会館などの文化施設に限定した管理を主とした運営体制に移行します。これを踏まえ、今後の文化振興につきましては、教育委員会がより主体性を持って、市民の自主的な文化活動への支援を初め、郷土の歴史や文化に対する理解を深める取り組みなど、地域に密着した文化事業を実施して、これまで以上に市民が芸術・文化に親しめる機会の提供に努めてまいります。

体育の振興につきましては、市民総スポーツ運動などを通じて、引き続き市民の体力づくりに努めます。

特に平成18年度は、鳥取県内で第19回全国スポーツレクリエーション祭「スポレク鳥取2006」が10月に開催され、本市では、フリー参加種目の健康ウォークを実施することとしており、これを契機に、だれでも気軽に参加できるウォーキングが広く普及することを願っております。

このほか、市制50周年記念事業の一環として、オリンピック等に出場された往年の名選手を迎えて、はつらつママさんバレーボール大会を9月に開催することとしております。

なお、体育施設については、本年4月から市民温水プールを境港スイミングスクールが、市民体育館や陸上競技場など温水プール以外の体育施設を境港市体育協会が指定管理者として管理運営することとなります。今後の市民サービス向上等への取り組みに期待いたしております。

障害者福祉の充実について申し上げます。

障害者の地域での自立生活を支援することを目的とした障害者自立支援法が昨年10月に成立したことに伴い、これまで身体障害者、知的障害者、精神障害者に対する福祉・医療サービスは個々の法律に基づいて提供されてきましたが、平成18年度からは、障害の種別にかかわらず、一元的に共通のサービスが提供される仕組みへと変わることとなります。

利用者負担につきましても、所得に応じた負担から定率負担になりますが、低所得者に対する減額制度などの周知を図りながら、新制度への円滑な移行に備えてまいります。

また、平成18年度には、利用者のニーズ調査を行った上で、新たな障害者福祉計画を策定することとしており、障害者が安心して暮らせる福祉施策の充実努めてまいります。

高齢者福祉の充実について申し上げます。

介護保険では、3年ごとに事業計画を見直すこととされており、去る3月2日に開催いたしました老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において、第3期事業計画案が了承されたところであります。

この計画では、特に介護予防に重点を置き、要支援1、要支援2の方を対象に、運動機能の向上や栄養改善などのサービスを実施する新予防給付の創設等を盛り込んでおります。

また、幸朋苑、済生会の2カ所に地域包括支援センターを設置し、新予防給付のケアマネジメントのほか、地域支援事業として、高齢者と家族にかかわる総合相談、高齢者の閉じこもり防止、認知症予防などの予防事業を実施し、健康で生きがいを持った高齢者づくりを目指すこととしております。

なお、平成18年度から3年間の介護保険料として、65歳以上である第1号被保険者の保険料基準額は、第2期計画の剰余金を充て、現在の金額と同額とすることといたしております。

市民の健康づくりについて申し上げます。

市民の健康増進を図るため、各種検診による早期発見、早期治療を促進するほか、健康意識を高め、みずから正しい生活習慣を身につけていただく取り組みとして、引き続き肥満予防教室や地域での啓発活動等を行う健康づくり地区リーダー養成講座などを実施してまいります。

中でも乳がんの早期発見のため行っておりますマンモグラフィー検査については、国民健康保険人間ドックでの実施に加え、平成18年度からは通常の乳がん検診においても、40歳代を対象に検診車による実施を予定しております。

3番目に、産業の活性化と都市基盤整備等について申し上げます。

水産業の振興について申し上げます。

境漁港における平成17年の水揚げ量は、夏場のクロマグロの漁獲量が過去最高を記録したものの、全体では9万5,000トン余と、36年ぶりに10万トンを割り込むという大変厳しい結果となりました。

今後も漁獲量の早急な回復は見込めず、地域間の競争が激化する中にあるには、漁獲物のブランド化など高付加価値化を進めていく必要があると考えており、市といたしましても、鳥取県と連携しながら、新商品開発など事業者の積極的な取り組みを支援してまいりたいと考えております。

また、本市水産加工業の主原料として大きなウエートを占めるベニズワイガニについては、その平成17年の漁獲量は、前年に比べ129%と増加になっておりますが、本年からは国の資源回復計画に基づき、かにかご漁業の休漁期間が1カ月ふえ、3カ月になります。生産者にとっても大きな影響が予想されることから、休業中の経営維持を図るため、国、県と協調して支援してまいることとしております。

農業の振興について申し上げます。

平成17年産の特産白ネギの出荷状況は、天候不順により前年の95%程度の出荷量になっており、市としましても、引き続き白ネギなど野菜産地の維持対策として、チャレンジプラン支援事業などにより、農家や農業団体の意欲的な取り組みを支援してまいります。

このほか、荒廃農地対策として、景観の美化と農地の適正管理の啓発を図るためのモデル事業を新たに実施してまいります。

国営中海土地改良事業につきましては、現在、国において、中浦水門の撤去、干拓地のため池造成工事等が行われているところでありますが、今後は、森山堤防の開削にも着手され、平成20年度に完了することとなっております。

また、代替水源対策につきましては、米川の改修等が平成21年度完成を目途に着手される計画になっており、本市としましても、慢性的な農業用水不足が解消されるよう、国、県と引き続き協調して取り組んでまいります。

なお、森山堤防開削に伴う水質のモニタリングにつきましては、平成18年度に中海の水質の調査分析、水質改善についての検討を行うため、鳥取・島根両県及び関係市町で組織される協議会が設置されることとなっております。

商工業の振興について申し上げます。

竹内団地への企業誘致につきましては、プラントー5境港店の開店を機に、団地南側に商業店舗の集積が進んでいる状況から、原則として団地南側には商業系施設を、団地北側には製造業系企業の誘致を基本にして団地形成を図ってまいります。

今後とも、団地南側へは商業集積を図り、にぎわいの創出に努めるとともに、団地北側には境港の利用促進、資源循環型社会の構築の観点からも、資源循環型企業の誘致にも取り組み、地域経済の活性化と雇用創出につなげてまいりたいと考えております。

また、中海圏域の新技术や新商品の開発、販路開拓などに資するため、昨年、中海圏域の官民が一体となって開催した産業技術展につきましては、平成18年度は、鳥取県内の企業等を中心に毎年実施されている鳥取産業技術フェアと合同で開催する計画を進めているところであります。

このほか、鳥取県とともに本市のふるさと産業の事業拡大に対し、支援してまいります。特に弓浜がすり伝承館につきましては、共同生産と人材育成等の機能をあわせ持った施設として改修していただくこととなっております。

観光振興について申し上げます。

水木しげるロードの昨年1年間の入り込み客数は、妖怪ブロンズ像の増設やJR境線の観光路線化、角川映画「妖怪大戦争」の上映などが奏功し、約85万5,000人と過去最高を記録したところであります。

平成18年度も、この好調を維持、拡大していくため、水木しげる記念館の展示内容をリニューアルするなど、引き続きにぎわいを創出するための取り組みを行うほか、圏域の連携を一層進めるため、県境を越えた官民一体の組織である中海・宍道湖・大山圏域観光連携事業推進協議会において、観光情報を一元的に発信するポータルサイトを開設するなど、観光分野での連携策に積極的に取り組んでまいります。

また、本年4月と5月の2カ月間、鳥取・島根両県がJRグループ6社及び旅行会社などと連携して、山陰デスティネーションキャンペーンを実施され、当地域の豊富な観光資源を全国に紹介し、知名度向上と観光客のさらなる誘致を図ることとなっており、本市といたしましても、積極的にかかわってまいりたいと考えております。

このほか、マグロ水揚げ日本一をPRする境港マグロまつりの開催や、海とくらしの史料館に展示いたします巨大マンボウの剝製など、新たな取り組みや観光資源を積極的にPR、活用し、観光客誘致につなげてまいりたいと考えております。

環日本海交流の推進について申し上げます。

境港における平成17年の取扱貨物量は、全体で440万トン余とほぼ前年並みの数量を維持したものの、微減となっていることから、今後も取扱数量の拡大に向けて、引き続き境港貿易振興会など関係機関と連携を図りながら利用促進に努めてまいります。

米子空港のソウル便につきましては、竹島問題の影響などにより利用率の低迷が続いておりますが、本年1月末には、鳥取・島根両県知事会議において、島根県知事から支援体

制が表明されたことから、利用促進に向けた取り組みに一層弾みがつくものと大いに期待しているところであります。今後も、路線の存続に向け、鳥取県を初め島根県東部との連携を深め、中海圏域が一体となった利用促進に努めてまいります。

都市基盤整備について申し上げます。

米子空港滑走路延長事業につきましては、環境影響評価の一連の法手続が完了し、今後は、JR境線や市道外浜線のつけかえ及び有田川の改修工事とともに、滑走路本体の用地造成が予定されるなど、平成20年度の供用開始に向け、本格的に事業が着手されることとなっております。

鳥取県により整備が進められております県道のつけかえにつきましては、平成18年度には、米子市側の外浜街道からのアクセス道路を中心に工事が進められ、平成19年度中の完成予定となっております。

なお、滑走路延長事業に伴う地域振興計画につきましては、平成18年度は、市道側溝の改修を初めとする生活関連道の整備や、高松町会館の建てかえなどを行うこととしております。

境港新都市土地区画整理事業に伴う夕日ヶ丘団地の分譲につきましては、現在までに173区画を販売しておりますが、全体計画からすれば、まだ300近くの区画を販売しなければならない状況であります。

このたびの個別外部監査での指摘のとおり、この分譲問題を前進させなければ、土地開発公社の債務を保証している本市にとって真の行政改革は進まないと認識しております。

平成18年度は、これまでの取り組みに加えて、商業施設の誘致、分譲面積の小区画化や分譲単価の見直しなどを含め、販売促進に向けた抜本的な方策をさまざまな角度から検討していく考えであります。

また、長い間継続事業で取り組んでおりました樋ノ上川線改良事業につきましては、平成18年度には市道外浜線から国道431号までの延長約503メートル、幅員17メートルの道路工事を行うこととしております。この道路が開通しますと、市内の交通の円滑化と迅速な緊急活動に大いに役立つものと期待しております。

危機管理対策について申し上げます。

テロや有事の際に備えるために、平成16年に施行された、いわゆる国民保護法に基づき、昨年7月、鳥取県の国民保護計画が策定されたのを受けて、本市においても国民保護計画の策定に取り組んでまいりました。

先月には、境港市国民保護協議会を開催し、基本方針などを承認いただき、現在、計画の素案を公表し、協議会委員のみならず、広く市民の皆様から意見を募集しているところであり、今月末には、それらの意見などを踏まえた計画案を協議会に諮問したいと考えております。

平成18年度には、この計画案について鳥取県と協議を行い、承認を得た後、実際の避難行動などを円滑に行うためのマニュアル策定に取り組んでまいります。

環境対策について申し上げます。

かねてより鳥取県西部広域行政管理組合で進められておりました可燃ごみ処理施設の建設計画に関しまして、本年1月に、管理者である野坂米子市長から、余力のある米子市クリーンセンターで他市町村のごみを平成23年度以降、順次受け入れられるよう地元協議に入りたいとの考えが表明されたところであります。

昨年、圏域全体のごみ処理施設の現状やごみ減量化の方向を踏まえた上で、私の方から建設計画の見直しを提案させていただいたところでありますが、西部広域行政管理組合や米子市でさまざまな検討をいただいた結果、現有施設を活用して圏域の発展に役立てていくという新たな方針を示していただいたものと、大変ありがたく受けとめております。

ただ、この問題は、米子市クリーンセンターの建設の経緯を踏まえた上で、地元や米子市議会の御理解をいただき、合意が形成されていくことが大前提となりますので、米子市の御尽力が実を結ぶことを切に願っております。

平成14年に策定した境港市環境基本計画につきましては、10年間を計画期間として策定したものでありますが、平成18年度は見直しを行うこととしている中間年に当たることから、進捗状況の点検・評価とラムサール条約に登録された中海の賢明利用の観点なども加味した上で計画の見直しを行い、本市環境施策を着実に推進していく考えであります。

市公共施設のアスベスト調査につきましては、市役所本庁舎議場、市民会館ホワイエ、市民会館大会議室、特別会議室の3施設において、アスベストの成分が含有されていることが確認されました。

環境測定調査の結果は、一般空気中の平均濃度以下あるいは検出されずという結果でありましたが、未処理箇所は平成18年度にすべて除去工事を実施する考えであります。

以上、本市を取り巻く状況並びに平成18年度に臨む市政運営の基本的考え方について、その概要を申し述べました。

具体的な施策につきましては、予算案、その他の議案の提案理由で申し上げたいと存じますので、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（渡辺明彦君） ただいまの施政方針に対する質問は、一般質問の際にお願いをいたします。

休 憩

議長（渡辺明彦君） ここで休憩いたします。再開は2時15分からといたします。

（14時02分）

再 開 （14時15分）

議長（渡辺明彦君） 再開いたします。

日程第9 議案第6号～議案第32号

議長（渡辺明彦君） 日程第9、議案第6号、平成18年度境港市一般会計予算から議案第32号、指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 議案第6号から議案第32号まで一括して提案理由を申し上げます。

議案第6号から議案第16号までは、平成18年度予算関係議案であります。

平成18年度予算の編成につきましては、施政方針で申し上げました考え方を基本に編成したところであります。

予算総額は、一般会計で123億3,000万円、前年度に比べ3.4%の減となっております。また、特別会計を含めました全会計では、前年度に比べ0.5%減の250億5,779万4,000円となっております。

議案第6号の一般会計について申し上げます。

まず、歳出につきまして、新規事業等を中心にその概要を申し上げます。

総務部の所管におきましては、市民活動の拠点として整備した市民活動センターの運営経費114万円余のほか、高松町会館新築事業費5,144万円余、夕日ヶ丘の集会所整備費114万円余などを新たに計上いたしております。

市民生活部の所管におきましては、心身障害者福祉対策として、障害者自立支援法の制定に伴い、身体・知的・精神障害者に係る支援費等に前年度に比べ1.5%増の3億6,611万円余、新たな障害者福祉計画の策定経費56万円余などを計上いたしております。

児童母子福祉対策として、市民の新たな保育ニーズにこたえるため、休日保育を実施する経費164万円余、母子家庭の母親が専門資格を取得する際の生活支援費247万円余などを新たに計上して取り組むほか、児童手当を支給対象要件の拡大に伴い、前年度に比べ29.8%増の2億1,435万円余、計上いたしております。

高齢者福祉対策として、高齢者ふれあいの家事業費617万円余、認知症啓発として、タッチパネル式物忘れ相談プログラム内蔵機器の購入経費52万円余などを計上するほか、介護保険制度の改正により、従来から行ってまいりました認知症予防教室を初めとする各種事業を介護保険費特別会計へ移行させるため、介護保険費特別会計への繰出金を前年度に比べ2.0%増の3億322万円余、計上いたしております。

産業環境部の所管におきましては、農林水産業費として、弓浜地区の農業用水確保に必要な水利施設を整備するための県営弓浜地区畑地総合整備事業費420万円、ベニズワイガニ休漁期間拡大に伴う、境漁港を基地とする鳥取・島根両県船籍の事業者への支援費846万円余、生クロマグロ水揚げ日本一のPRとブランド化を図る境港マグロまつり経費95万円などを新たに計上いたしております。

商工費として、国道431号沿いの本市入り口に、観光客歓迎看板を設置する事業費

402万円余、水木しげる記念館内の3面スクリーン用DVDのリニューアル事業費690万円余、妖怪そっくり人間コンテストへの補助金90万円などを新たに計上して取り組むこととしております。

建設部の所管におきましては、平成18年度開通予定の樋ノ上川線改良事業費8,664万円余、新産業都市建設促進制度の廃止に伴い生じることとなった境港港湾整備事業地元負担金545万円、余子公園整備事業費3,035万円余などを計上いたしております。

教育委員会の所管におきましては、特別な支援が必要な児童生徒等を援助するための、のびのび浜っこ育成事業費として1,011万円余を計上し、引き続き実施するほか、小学1年生全員に配布する防犯ブザーの購入経費59万円余、境小学校プール改修事業費1,103万円余、第三中学校部室改築事業費1,440万円、市民会館のアスベスト対策事業費4,612万円余などを新たに計上し、取り組むこととしております。

歳入について申し上げます。

税制改正や固定資産の評価がえ及び地価の下落等を勘案し、市税収入につきましては、前年度に比べ0.5%増の36億6,256万円余、地方譲与税は、49%増の4億4,690万円、地方交付税は、前年度同額の29億6,000万円、繰入金は、39%減の1億2,087万円、市債は、17%減の5億3,580万円、その他の財源につきましては、過去の実績等を考慮して、それぞれ計上しているところであります。

次に、特別会計について申し上げます。

議案第7号は、平成18年度国民健康保険費特別会計予算でありまして、保険給付費の過去の実績に診療報酬の引き下げなどを考慮いたしまして、予算総額を32億9,617万1,000円といたしております。

議案第8号は、平成18年度駐車場費特別会計予算でありまして、駐車場の維持管理費など所要の経費を計上して、予算総額を615万1,000円といたしております。

議案第9号は、平成18年度下水道事業費特別会計予算でありまして、上道町、花町、東雲町などでの管渠整備に係る経費などを計上し、予算総額を20億3,181万8,000円といたしております。

議案第10号は、平成18年度高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算でありまして、5件の新規貸し付けを見込み、予算総額を1,493万7,000円といたしております。

議案第11号は、平成18年度老人保健費特別会計予算でありまして、医療諸費の過去の実績に対象者の減少傾向と診療報酬の引き下げなどを考慮いたしまして、予算総額を36億8,662万8,000円といたしております。

議案第12号は、平成18年度市場関係者詰所事業費特別会計予算でありまして、管理委託費などの所要の経費を計上して、予算総額を475万3,000円といたしております。

議案第13号は、平成18年度深田川土地区画整理費特別会計予算でありまして、公債費を計上して、予算総額を9,450万7,000円といたしております。

議案第14号は、平成18年度境港新都市土地区画整理費特別会計予算でありまして、販売促進に要する経費と公債費に加えて、新たに境港市土地開発公社支援策といたしまして、無利子の貸付金10億円を計上し、予算総額を13億469万円といたしております。

議案第15号は、平成18年度介護保険費特別会計予算でありまして、保険給付費の過去の実績を考慮するとともに、その他運営に必要な所要の経費、さらに制度改正に伴う各種介護予防事業費などを計上して、予算総額を22億4,853万9,000円といたしております。

議案第16号は、平成18年度汚水処理施設整備費特別会計予算でありまして、一般会計から移しかえた施設整備に要した公債費を計上して、予算総額を3,960万円といたしております。

以上によりまして、全特別会計の予算総額は127億2,779万4,000円で、前年度当初に比べまして2.4%の増となっております。

以上、18年度予算の概要を申し上げましたが、内容につきましては、お配りしております予算書を初め、予算の概要、予算補足説明資料に詳細に記載いたしております。

議案第17号は、境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、国家公務員等に準じ、給与表及び昇給に関する規定などについて、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、境港市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定で、平成18年度の一般職の職員の給与を職務の級に応じて1%から5%、平均で4.02%減額するものであります。

議案第19号は、境港市職員の再任用に関する条例の制定で、定年退職者等を再任用することができる規定を整備するものであります。

議案第20号は、境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正で、国家公務員等に準じ、退職手当の算定方法を改めるものであります。

議案第21号は、境港市非常勤の職員に対する費用弁償条例の廃止で、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員に対する費用弁償を廃止するものであります。

議案第22号は、教育委員会所管嘱託員（非常勤）の定数及び給与に関する条例の一部改正で、こまどり幼稚園の廃園等を勘案し、嘱託員の定数を減じるとともに、公民館長の報酬を引き上げるものであります。

議案第23号は、境港市児童クラブ条例の一部改正で、渡児童クラブの位置をこまどり幼稚園跡に変更するとともに、8月分の児童クラブ運営費負担金について増額するものであります。

議案第24号は、さかいポートサウナ条例の一部改正で、さかいポートサウナの管理を直営とするため所要の改正を行い、あわせて指定管理者制度導入のために、本年4月から

施行することとしていた一部改正条例を廃止するものであります。

議案第25号は、境港市民バスの運行に関する条例の一部改正で、生活コースの運行日をメインコースと同様、毎日運行に改めるとともに、5,000円回数券の枚数変更などを行うものであります。

議案第26号は、境港水産加工汚水処理場設置条例の一部改正で、公の施設としての位置づけを改めるとともに、使用料の引き上げを行うものであります。

議案第27号は、境港市営住宅条例の一部改正で、公営住宅法施行令の改正に伴い、公募によらない入居事由の拡大など、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、境港市国民健康保険税条例の一部改正で、増加する介護給付費納付金に対応すべく、介護納付金課税額のうち所得割の税率を引き上げるものであります。

議案第29号は、境港市児童デイサービス事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例の一部改正で、障害者自立支援法の制定に伴い、利用者負担金の算定方法などを改めるものであります。

議案第30号及び議案第31号は、市道の廃止・認定でありまして、4路線を廃止し、3路線を認定するものであります。

議案第32号は、境港市民会館、境港市文化ホール及び海とくらしの史料館の指定管理者として、財団法人境港市文化福祉財団を指定いたしたく、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました付議案につきまして、その概要を御説明をいたしました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

議長（渡辺明彦君） ただいま一括上程いたしました各議案に対する質疑は、別に日程を設けてありますので、その際といたします。

散 会 （14時34分）

議長（渡辺明彦君） 以上で本日の日程は議了いたしました。

7日、8日は休会とし、次の本会議は、3月9日午前10時に開きます。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会臨時議長

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員